

# 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 ヒアリング資料

2023年6月28日

# 1. 年金制度における生命保険会社の受託状況

- ▶ 生命保険会社は、確定給付企業年金（以下、「DB」）・確定拠出年金（以下、「DC」）等において、商品提供元・業務委託先として、退職給付制度の安定的な運営や老後の所得確保等をサポート

## DB

## DC

### 商品提供元

・比較的規模の小さいお客様の資産も含め、合同運用の性質を持つ商品を提供

確定給付企業年金保険  
(一般勘定※1、特別勘定※2)

16.6兆円※3、4をお預かり

・商品提供機関として、元本を確保しながら年金受取が可能な商品等を提供

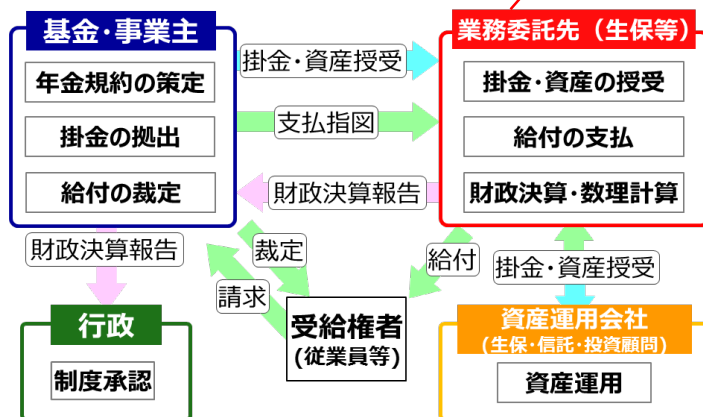
確定拠出年金保険  
(G I C等)

1.6兆円※3、4をお預かり

### 業務委託先

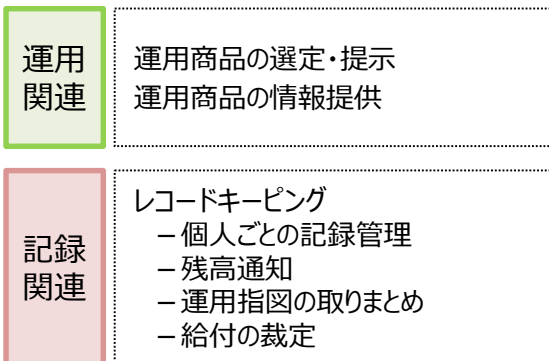
・このほか、年金制度の事務委託先として、掛金・資産の授受、受給権者への給付の支払や数理計算等も実施

生保会社は規約数 7,864件 加入者数 276万名を受託※3



・このほか、運営業務委託先として、運用関連業務等も実施

### 業務委託先 (生保等)



※1 元本と一定の利率が保証される商品 ※2 運用実績に応じ資産が増減する商品

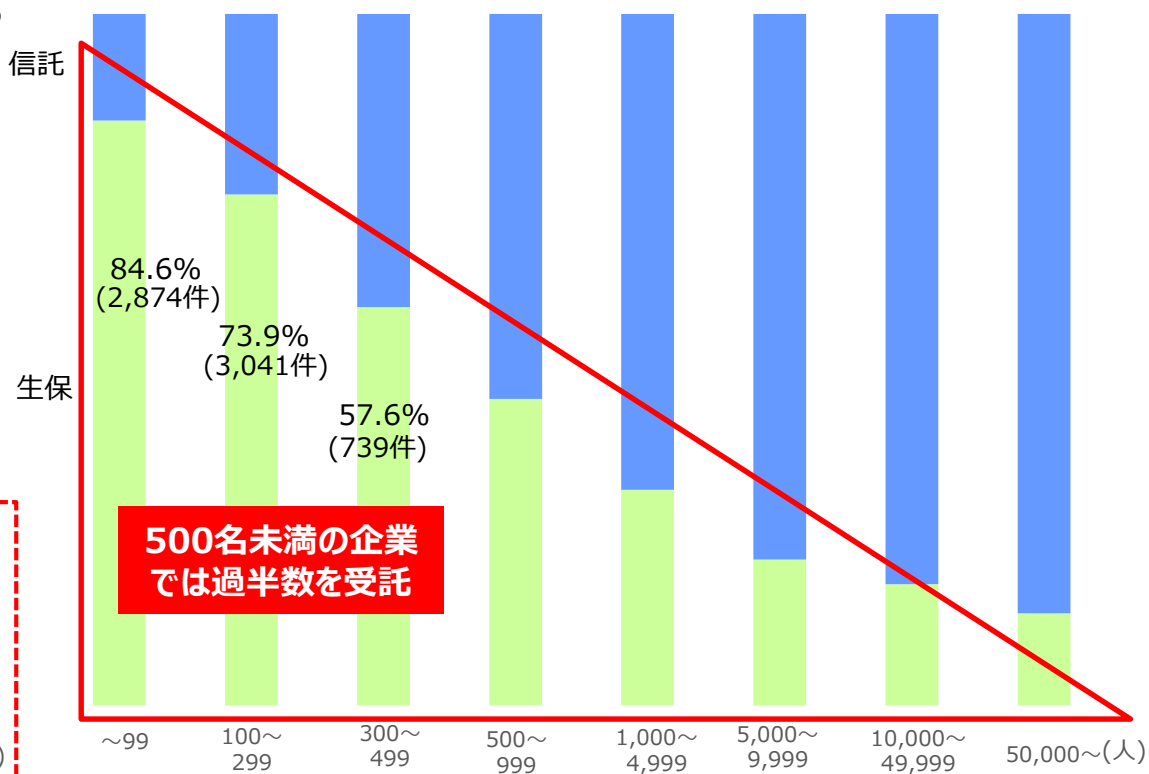
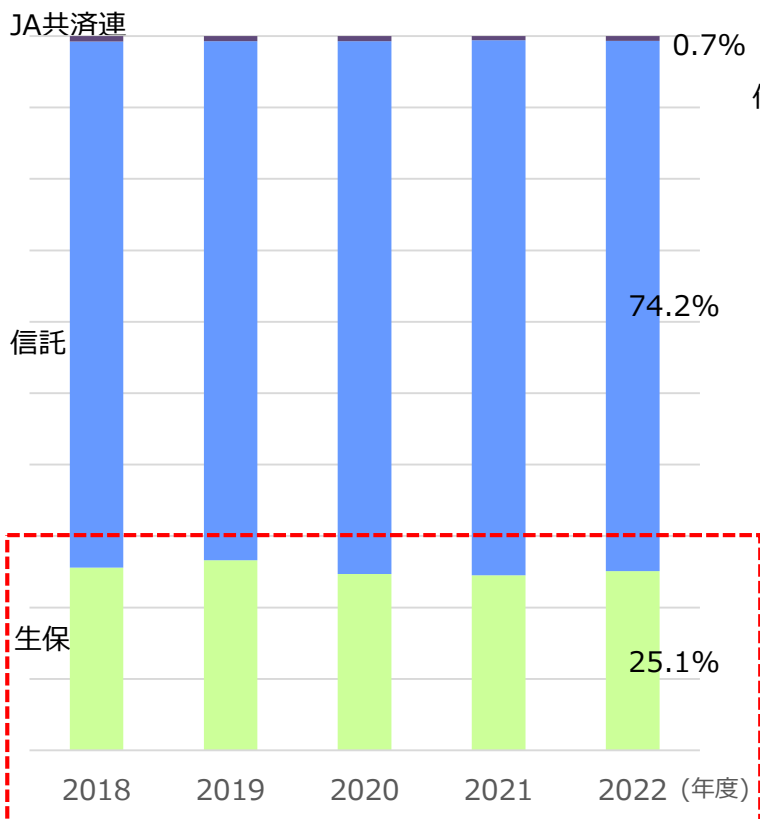
※3 出典：「企業年金の受託概況（令和5年3月末現在）」、「生命保険事業概況（2021年度）」 ※4 DB・DC向け生保商品の残高

# 1. 年金制度における生命保険会社の役割

- 生命保険会社では、とりわけ、加入者規模が小さいDBの引受割合が高い
- また、大都市圏だけでなく、地方も含め全国で年金制度管理業務を受託

業態別 受託資産割合推移 (DB)

加入者規模別 業務受託割合(DB)



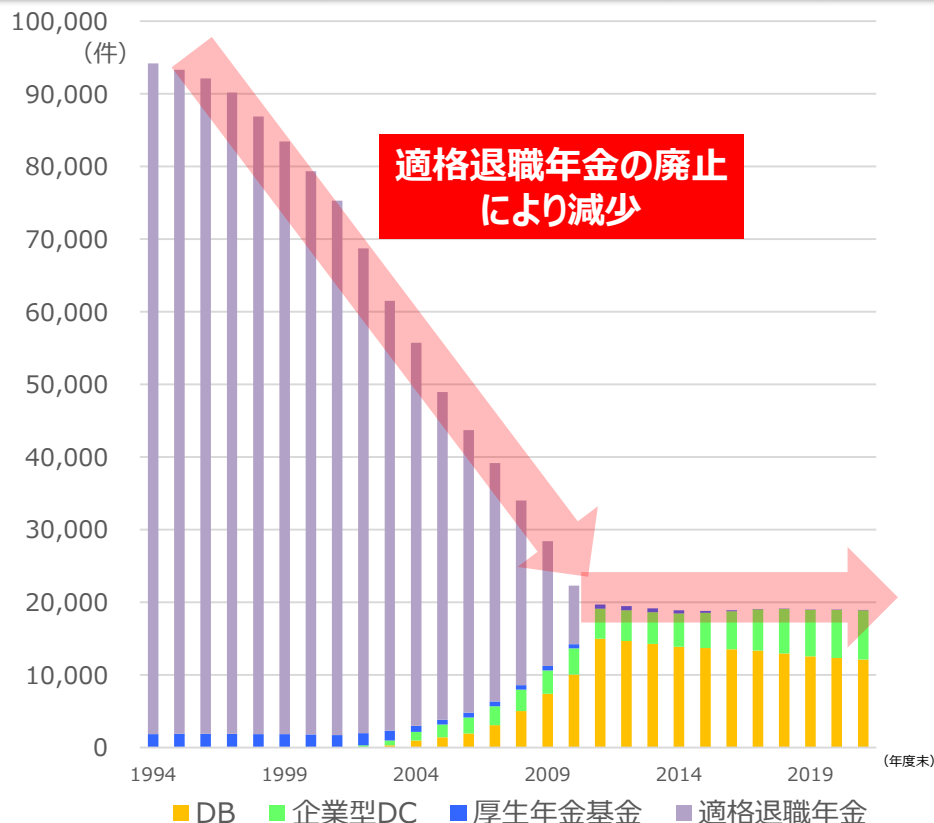
※出典：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

※出典：各種統計資料より生命保険協会 企業保険委員会にて作成

## 2. 年金制度の件数、加入者数の推移

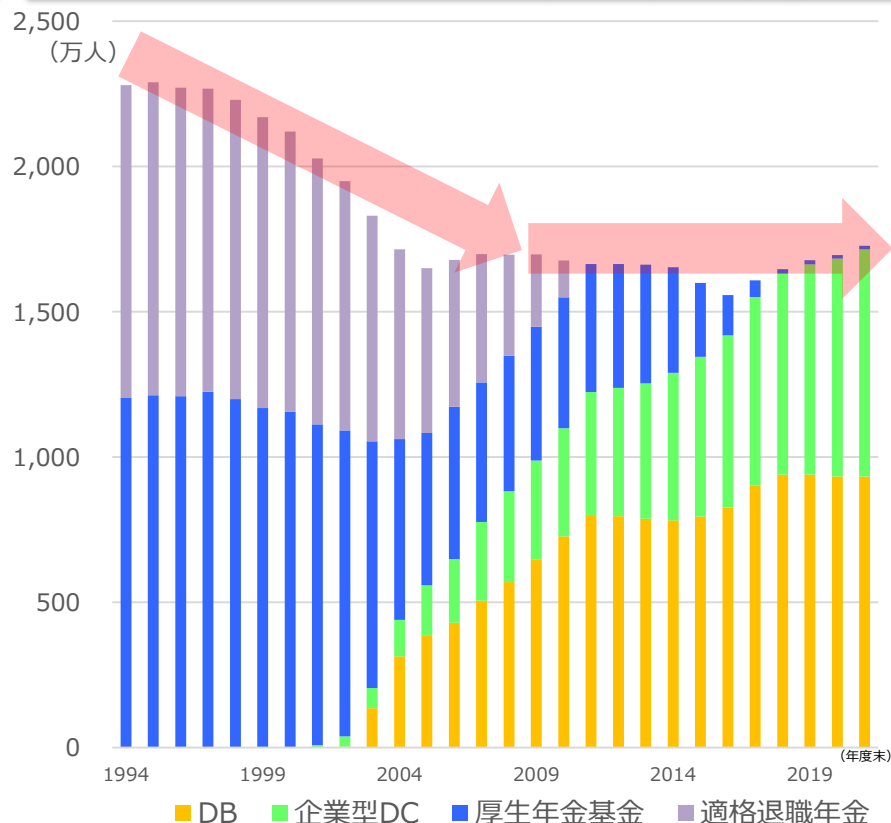
- 適年・厚年の時代からDB・DCの時代へ移行する際、中小企業での規約数が大幅に減少
- この背景として、事業主にとっては、受託機関からのサポートがあったものの、**DB・DCへの移行負荷や運営負荷（事務委託費用等）の増加**といった課題があったものと考えられる

### 企業年金の規約件数推移



※出典：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」  
 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」  
 厚生労働省資料（第2回社会保障審議会企業年金部会）抜粋  
 厚生労働省HP「適格退職年金の動向」

### 企業年金の加入者数推移



※出典：厚生労働省資料（第23回社会保障審議会企業年金・個人年金部会）  
 高齢社会白書（平成14年度）

### 3. DBの役割、制度変更がもたらす影響・懸念

- ▶ DBは、老後の所得確保だけでなく、従業員の退職時の生活支援の観点でも重要な役割を担っており、**退職一時金制度と一体的に普及してきた歴史**がある
- ▶ また、**給付の内容があらかじめ約束されていることから**、生活設計を立てやすいため、公的年金と相まって個人の老後所得を確保する観点で**社会保障上も重要な制度**であると考えられる
- ▶ 事業主の運用リスク回避等の理由によりDBからDCへ移行するケースもあるが、**制度の利便性を低下させたり、運営負担を過度に高めると、そのことを理由としてDBが縮小していく懸念**がある

#### 企業がDBを採用・維持する背景

##### ◆ 人事制度としての利便性の高さ

- ✓ 従業員にとって、老後の所得確保や退職時の生活支援等、重要な役割を担う
- ✓ 企業にとって、年金制度の提供に加え、退職一時金制度の抱える課題（費用の安定化等）を軽減可能

#### 利便性低下・負担拡大を伴うDB制度変更の影響

##### ◆ 利便性の低下

（例：中途退職時の支払制限、拠出上限の設定）

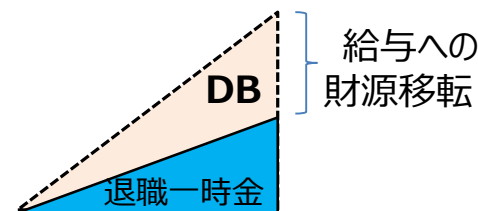
##### ◆ 制度運営の負担拡大

（例：資産運用や運営上での事業主の負担拡大）

**結果的にDB設計の見直しが必要になる懸念があるため、事業主の運営負担が高まるルール等は慎重に検討すべき**

#### DBの縮小がもたらす懸念

##### ◆ DBの縮小（給与へのシフト等）により、老後の所得保障・退職給付制度に悪影響



- ・個人の老後所得確保責任拡大
- ・個人の年金受取の選択肢減少
- ・企業の費用安定化選択肢の減少

## 4. 年金制度（DB・DC）運営の維持・改善

- ▶ 様々な働き方に公平かつ中立的に豊かな生活の実現を支援する観点と、年金制度を維持・改善することは両立可能であり、むしろ、広く普及している制度を有効活用することは社会的メリットが大きいと考えられる
- ▶ このため、年金制度の維持と更なる拡大に向けた利便性維持・改善を議論することが望ましい

項目	対象	概要	ページ
特別法人税の撤廃	DB DC	✓ 特別法人税の課税は、企業年金制度の持続性や受給権の保全、ひいては豊かで安定した老後生活の確保に支障をきたすことから、年金制度の維持・普及の障壁となりうるものであり、撤廃等を行うこと	—
現行制度の利便性の維持	DB	✓ 現行どおり、DBでの中途退職時の支払いを認め、また、拋出限度額や給付事由による給付額の差異に対する制限を設定しないこと	P6
定年延長に対応するDB制度における給付減額判定の見直し	DB	✓ 定年延長時の規約変更において、一定の要件を満たす場合には減額非該当とすることや、同意取得において不同意申出方式を可能とする等の制度見直しを検討してはどうか	P7、8
年金受取の多様性確保	DB DC	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DCにおいて、個々人の状況に合わせ、元本確保型（確定年金・終身年金）を含む幅広い選択を促してはどうか</li> <li>✓ 年金制度を多様化する観点から、年金制度等からの一時金受取後に特定の年金等商品（一時払い終身年金等）を購入する時には、年金制度等の一時金を課税対象としないことを検討してはどうか</li> </ul>	P9

## 4. 年金制度の制度運営の維持・改善（現行制度の利便性の維持）

- DBには、退職一時金制度と一体的に普及してきた歴史があり、現行どおり、中途退職時の給付は確保されるべき
- また、上記の歴史を踏まえ、退職給付制度の縮小のきっかけとなりかねないDBの制度変更（拠出限度額の設定、給付事由による給付額の差異の制限）は回避すべき

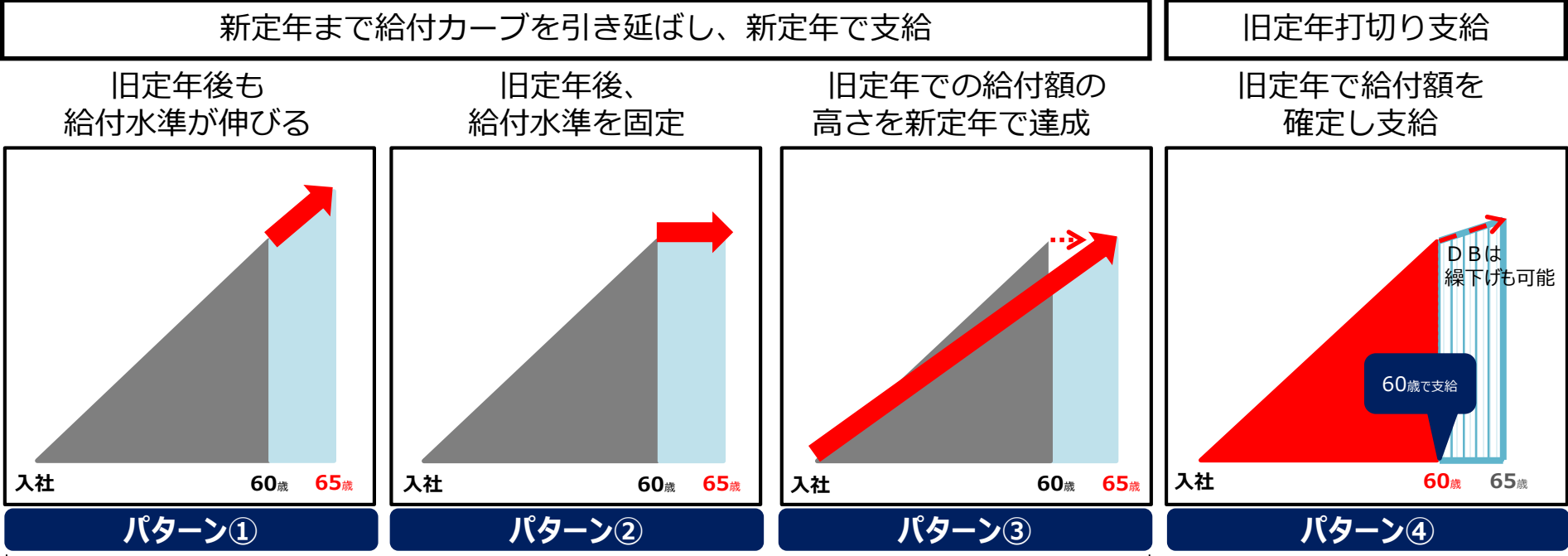
		DB	企業型DC
拠出	加入可能年齢	70歳未満	70歳未満
	拠出限度額	<u>なし</u>	あり
給付	給付時期※	<u>退職時</u> または 60～70歳の規約で定める年齢到達時	原則60～75歳の請求時
	給付事由による給付額の差異 (自己都合・会社都合等)	<u>可能</u>	原則不可
	受給の形態	年金または一時金	年金または一時金

※ その他、所定の障害状態に該当した場合（障害給付金）、死亡した場合（遺族給付金）等の要件あり

# 4. 年金制度運営の維持・改善（定年延長時の減額判定の緩和）

- ▶ 定年延長時に伴うDB設計変更時は、多くのケースにおいてDB法令上の給付減額に該当（給付現価の減少、最低積立基準額の減少）することから、労働組合や加入者等の同意手続きが必要となる
- ▶ 例えば旧定年時の給付額が下らない等の場合においては、減額に該当しないことを検討してはどうか
- ▶ 加えて、**不同意申出方式による減額同意等を可能**とするように規約変更の手続きを柔軟化してはどうか

## <定年延長時のDB設計変更パターンと減額該当基準変更例>



減額に該当する可能性	減額に該当	減額に非該当
減額に非該当とする	減額に該当	減額に非該当

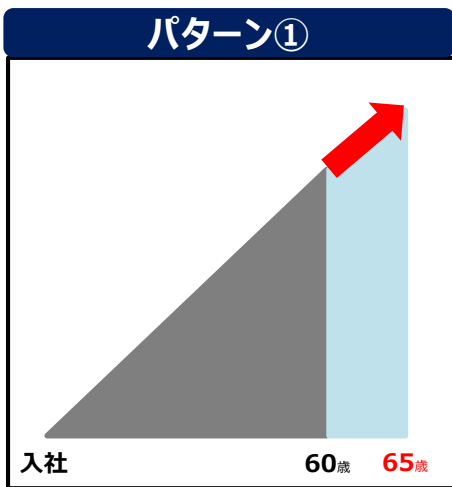


# (参考) 定年延長時の給付減額判定例

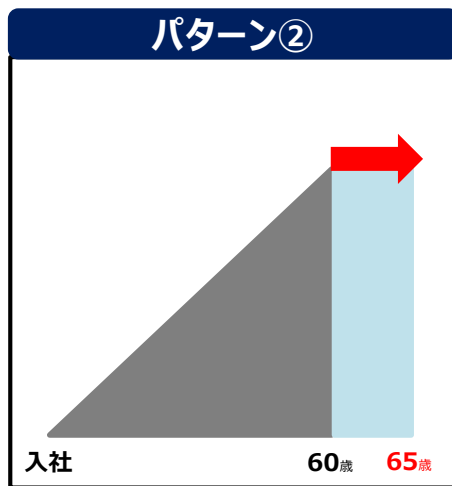
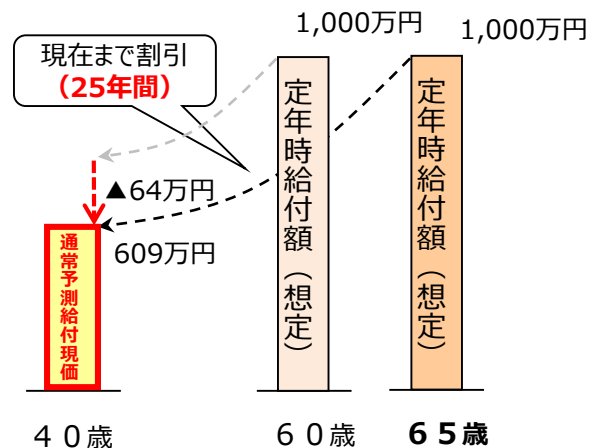
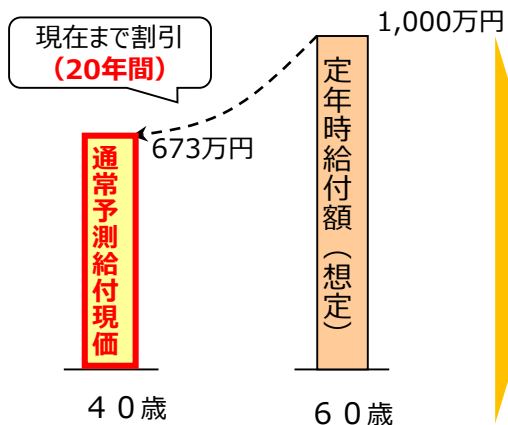
▶ 定年年齢の後倒しに伴い、旧定年時の給付額が下がらない場合であっても、以下の理由等で減額に該当

(1) 定年到達時の給付額の現在価値を計算する際、**現在までの割引期間が長くなることから、計算上、通常予測給付現価が減少**

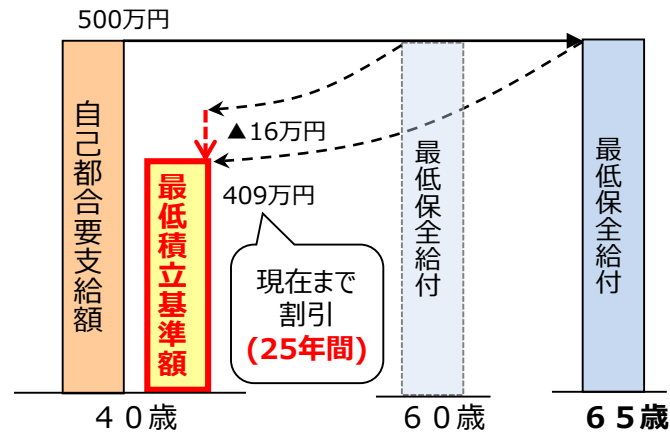
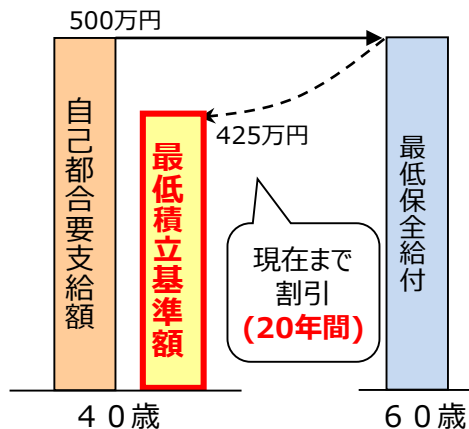
(2) 現在確定している給付額を定年時に支払うとした場合の現在価値を計算する際、**現在までの割引期間が長くなることから、計算上、最低積立基準額が減少**



(1) 通常予測給付現価の減少 (イメージ図)



(2) 最低積立基準額の減少 (イメージ図)



# 4. 年金制度運営の維持・改善（年金受取の多様性確保）

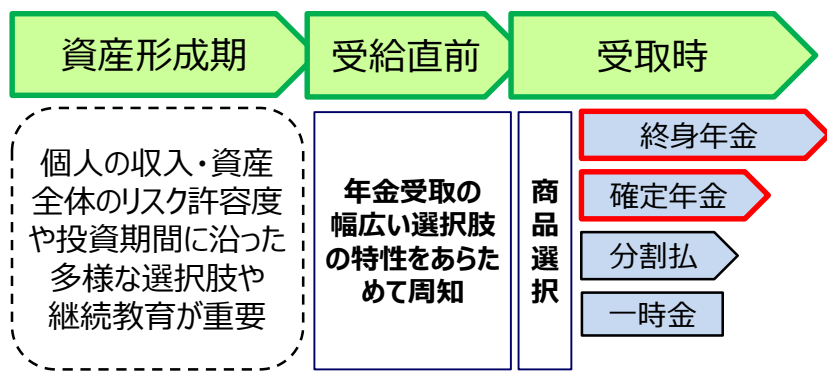
- DB・DCでは一時金受取が多く、老後所得確保の観点で年金受取方法の多様化が重要と考えられる
- DC制度において、**確定年金・終身年金の積極的活用**を検討してはどうか
- また、**年金制度（DB・DC）や他制度からの一時金で、年金等商品を即時購入する際には非課税とする**仕組みを検討してはどうか

## <老齢給付金の年金・一時金の選択状況(新規受給者数ベース)>

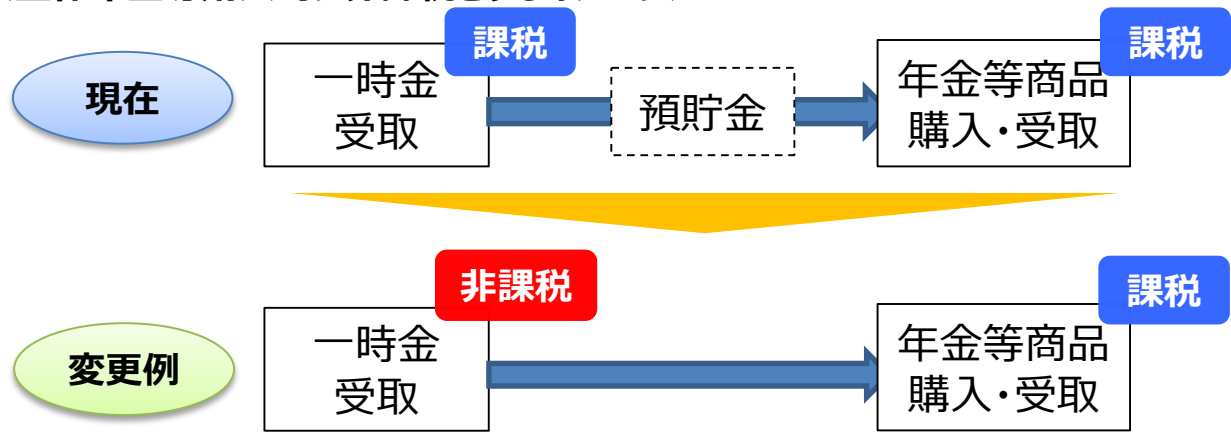
	DB	DC	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金（併給）	8%	1%	1%
<b>一時金</b>	<b>68%</b>	<b>94%</b>	<b>89%</b>

※出典：厚生労働省資料（第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会）抜粋

## <生保会社が提供する確定年金・終身年金の活用>



## <生保年金等購入時に非課税とするイメージ>



- 従業員に対しては、年金等商品を即時購入する場合、年金制度等からの一時金を課税対象としないことで年金受取にインセンティブを付与
- 企業にとっては、年金制度における年金支給事務の負担を軽減可能（受給者部分を制度の外に出すことが可能となる）